

国保・年金

年末調整・確定申告まで
大切に保管を

◆社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書を発行

国民年金保険料は、所得税および市県民税の申告において全額社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には、この証明書 (または領収書) の添付をしてください。また、10月1日～12月31日の間に、今年 はじめて国民年金保

険料を納付された人には、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

控除証明書の照会は、はがきに表示されている番号へお問い合わせください。

【証明書専用ダイヤル】

0570-0581555 (平成27年3月16日(月)まで)。

※通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金で利用可。 ※携帯電話の場合は通常の通話料金。

※IP電話 (03-6700-1144) 料金は通常の通話料金。

所得申告用「国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付額」の通知

「平成26年中に納めた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料のお知らせ」を来年1月下旬に郵送します。

この通知には平成26年1月～12月末までに納付した金額が記載されています。

なお、年末調整を行う人は、各課窓口で随時発行しますので申し出てください。

年金から特別徴収されている人は、1月下旬に送付予定の公的年金などの源泉徴収票に記載されています。

国民年金課保険税班 (内線 281・284)、国保年金課高齢者医療年金班 (内線 288・299)、介護福祉課介護保険班 (内線 277)。

「扶養親族等申告書」は
期限までに提出を

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされます (障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者は、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、提出期限である12月1日(月)までに提出してください。

65歳未満 (年金額が108万円以上)、65歳以上 (年金額が158万円以上)。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

※年金以外の収入がある人は確定申告が必要です。

ねんきんダイヤル (0570-051165)、船橋年金事務所 (047-424-8811)。

年金相談所を開設

社会保険労務士による年金に関する相談所を開設します。

国民年金、厚生年金に関する

ことをはじめ、年金請求手続きや加入記録の確認、そのほか年金制度に関することなどお気軽にご相談ください。

11月27日(木) 午前10時～午後3時15分 (相談は一人30分)。

市役所附属棟2階25会議室。 8人。

11月11日(火)までに左記まで (先着順)。

※申し込み時に、基礎年金番号の分かるものをお手元に用意してください。

※国民年金保険料免除制度のご相談や申請は、市国保年金課、印旛支所・本埜支所で随時行っています。

国民年金課高齢者医療年金班 (内線 288)。

税金

個人事業税は
期限までに納付を

個人事業税の第2期分の納期限は、12月1日(月)です。納付書は11月7日(金)に送付しますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストアで納めてください。

なお、個人事業税の納税は口座振替を利用されると便利です。 千葉県佐倉県税事務所 (043-483-1114)。

平成28年度から
個人住民税の特別徴収
(給与天引き) を徹底

所得税の源泉徴収義務がある給与などの支払者は、アルバイト、パート、役員などを含む全ての従業員から個人住民税を特別徴収する必要がありますので、平成28年度までに準備をお願いします。

千葉県佐倉県税事務所 (043-483-1114)。

人と動物が幸せになる社会を

11月は『動物による危害防止対策強化月間』です。次のことに注意して動物を適正に飼いましょ。

▼犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させるときは、犬を制止できる人が短い綱で行いましょ。

▼犬の登録と狂犬病予防注射は法律に定められた飼い主の義務です。また、犬には首輪などに鑑札と狂犬病予防注射済票を、必ず付けなければなりません。

▼猫は屋内で飼いましょ。他人への迷惑を防止でき、また、病気や交通事故などの危険から猫を守ることが出来ます。

▼サル・ヘビ・ワニなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないように施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合には、直ちに保健所、警察へ通報してください。

▼動物には迷子札やマイクロチップを付けるなどして、飼い主が分かるようにしましょ。

▼動物は責任をもって最後まで面倒をましょ。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。見つからない場合でも、絶対に動物を捨てずに、保健所や動物愛護センターなどに相談してください。

▼動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

国民健康福祉センター・印旛保健所 (043-483-1137、千葉県動物愛護センター (0476-9315711) 【動物のしつけなどに関するご相談】 (財) 千葉県動物保護管理協会 (043-214-7814)。

43-483-1118)、市民税課市民税班 (内線 324・325)。

自動車税の滞納処分を強化

千葉県は、自動車税の未納額の縮減のため、11月から3月までを滞納整理強化月間とし、給与、預金、自動車などの差押えを一層強化します。自動車税が未納の場合は、至急納付ください。



▲自動車の差押え (ミラーズロック)

認可保育園「草深こじか保育園」が開園予定

【開園予定日】平成27年1月
※工事の進捗などにより変更となる場合があります。
【場所】印西市草深 2495-4 (右図参照)。
【定員】75人。
【運営】社会福祉法人鹿鳴福祉会。
草深こじか保育園 (☎ 090-9683-5490・午前9時30分～午後4時30分)。
●入園申込方法
草深こじか保育園の1月入園の申し込み希望者は、12月10日(水) (必着) までに所定の様式を下記まで郵送または持参 (持参の場合は平日・午前8時30分～午後5時15分)。所定の様式は保育課、印旛支所・本埜支所の窓口で配布 (休日・休館日を除く)、市ホームページからダウンロード可。
※ほかの園の申し込みをされていて入園保留となっている人の申込希望園の変更 (追加・希望順) も受け付けますので、書面 (任意様式可) で提出してください。
※市内保育園の平成27年4月入園の申込受付などは詳細が決まり次第お知らせします。
【入園に関する申し込み】 保育課保育班 (〒270-1396 印西市大森 2364-2・内線 223・226)。

